

総 税 都 第 4 号
令和 7 年 1 月 28 日

各道府県税務主管部長 殿
東京都総務・主税局長

総務省自治税務局都道府県税課長
(公 印 省 略)

「地方消費税に係る事務の取扱いについて」の一部改正について

「地方消費税に係る事務の取扱いについて」（平成 9 年 3 月 31 日自治府第 46 号自治省税務局府県税課長通知）を下記のとおり改正しますので、貴職におかれましては適切に対処されるようお願いいたします。

また、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

記

別添「地方消費税に係る事務の取扱いについての一部改正 新旧対照表」の改正前欄の下線部を改正後欄の下線部のとおりとする。なお、本通知による改正は、通知の日から施行する。

地方消費税に係る事務の取扱いについての一部改正 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
同右	(国から都道府県への地方消費税の払込み) 1 (1) 国から都道府県への地方消費税の払込みは、国税資金支払命令官財務省大臣官房会計課長から、各都道府県が指定した当該都道府県の口座へ振り込む方法によって行われるものであること。 (2) 地方消費税の払込みが行われる場合には、国から都道府県知事に対し、別紙様式 1 による通知が行われるものであること（地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号。以下「令」という。）三五の一〇、令附則六の四）。なお、払込額がない月においても、別紙様式 1 による通知は行われるものであること。
同右	(貨物割の賦課徴収又は申告納付に関する報告) 2 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第七十二条の百十二第一項の規定に基づく都道府県知事に対する報告は、毎年度八月末日までに、別表の左欄に掲げる都道府県に対し、それぞれ同表の「報告関係事務取扱税関長」の欄に掲げる税関長から別紙様式 2 により行われるものであること。 (1) 別紙様式 2 の表中、「徴収決定済額」の「○年度分」の欄の数値は令第三十五条の十六に規定する「前年度の納付すべき貨物割額」に対応するものであり、「徴収決定済額」の「○年度分」のうち「件数」の欄の数値は同条に規定する「前年度の貨物割の申告の件数（更正、決定及び賦課決定の件数を含む。）」に対応するものであること。 (2) 別紙様式 2 による報告は、国における出納整理期間との関係から、当該年度に国が都道府県へ払い込んだ貨物割とは一致しないことに留意すること。

同右

(1) 別紙様式3の表中、表側「現年分」及び表頭「件数」の各欄の数値は、令附則第六条の十に規定する「前年度の譲渡割の確定申告の件数（決定の件数を含む。）」に対応するものであり、同表中、表側「現年分」のうち「納税申告及び処理」及び表頭「税額」の各欄の数値は、同条に規定する「前年度に終了した課税期間に係る納付すべき譲渡割額」に対応するものであること。

同右

同右

（譲渡割の賦課徴収又は申告納付に関する報告）

3 法附則第九条の十三第一項の規定に基づく都道府県知事に対する報告は、事務の効率化等の観点から、国税庁が各都道府県所在の税務署分を取りまとめた上、毎年度一月末日までに別紙様式3及び別紙様式4により国税庁長官から一括して行われるものであること。

(1) 別紙様式3の表中、表側「現年分」及び表頭「件数」の各欄の数値は、令附則第六条の十に規定する「前年度の譲渡割の確定申告の件数（決定の件数を含む。）」に対応するものであり、同表中、表側「現年分」のうち「一般申告及び処理」、「簡易申告及び処理」及び「納税申告計」並びに表頭「税額」の各欄の数値は、同条に規定する「前年度に終了した課税期間に係る納付すべき譲渡割額」に対応するものであること。なお、「簡易申告及び処理」とは、仕入れに係る消費税額の計算に当たり簡易課税制度を適用したものをいい、「一般申告及び処理」とはそれ以外のものをいうものであること。

(2) 別紙様式3による報告は、課税実績を集計したものであることから、当該年度に国が都道府県へ払い込んだ譲渡割とは一致しないことに留意すること。

（徴収取扱費）

4 (1) 各都道府県ごとの各徴収取扱費算定期間に係る徴収取扱費基礎額の通知は、財務大臣から、各徴収取扱費算定期間ごとに、当該徴収取扱費算定期間経過後三月以内に、各都道府県知事に対し、別紙様式5により行われるものであり（令三五の一八、令附則六の一）、徴収取扱費基礎額がない場合においても、別紙様式5による通知は行われるものであること。

(2) 都道府県知事は、徴収取扱費基礎額の通知があった場合においては、速やかに、通知があった日及び徴収取扱費基礎額により算定した徴収取扱費の額等を、貨物割に係るものについては別紙様式6により税関長（具体的には、別表の左欄に

同右

掲げる都道府県ごとに同表の「徴収取扱費事務取扱税関長」の欄に掲げる税関長とする。(3)において同じ。)に、譲渡割に係るものについては別紙様式7により国税庁長官官房会計課長に通知しなければならないものであること(地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「規則」という。)七の二の八①、規則附則三の二の三①)。この場合において、徴収取扱費基礎額により算定した徴収取扱費の額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものであるとともに、徴収取扱費の額がない場合においても、この通知は行うものとする。

- (3) 都道府県知事は、税関長及び国税庁長官官房会計課長に通知した徴収取扱費の額を当該税関長及び国税庁長官官房会計課長が発行する納入告知書に基づき、納入告知書に記載された納付期限までに国庫に納付するものであること(規則七の二の八②、規則附則三の二の三②)。

(地方消費税の清算)

- 5(1) 都道府県は、当該都道府県に払い込まれた貨物割の納付額及び譲渡割の納付額の合算額(以下「5(1)における合算額」という。)の従来分(合算額の22分の10)に相当する額(徴収取扱費を国に支払った場合には、その支払った金額に相当する額を減額した額。以下同じ。)を、各都道府県ごとの消費に相当する額に応じて^{あん}按分し、当該按分した額のうち他の都道府県に係る額を他の都道府県に対し、それぞれ支払うものであること(法七二の一一四①、法附則九の一五)。
- (2) 都道府県は、5(1)における合算額の引上げ分(合算額の22分の12)に相当する額を、各都道府県ごとの消費に相当する額に応じて按分し、当該按分した額のうち他の都道府県に係る額を他の都道府県に対し、それぞれ支払うものであること(法七二の一一四②、法附則九の一五)。
- (3) 他の都道府県に支払うべき金額と、当該他の都道府県から支払を受けるべき金額は、それぞれ相殺するものであること(法七二の一一四③)。また、5(1)、(2)

同右

の清算において、各支払月における他の都道府県に対し支払うべき金額の算定に当たって端数処理を行ったことによって当該支払月に支払うことができなくなった金額については、令第三十五条の十九第三項に規定する「支払うことができなかった金額」として、次の支払月の5(1)における合算額の従来分に相当する額及び5(1)における合算額の引上げ分に相当する額に加算すること。

(地方消費税の市町村に対する交付)

- 6(1) 都道府県は、5(1)における合算額の従来分に相当する額に、5(1)の清算により他の都道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、他の都道府県に支払った金額に相当する額を減額して得た合計額（以下「6(1)における合計額」という。）の2分の1に相当する額を、当該都道府県内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し、その額の2分の1の額を人口で、他の2分の1の額を従業者数で按分して交付するものであること（法七二の一一五①・③、法附則九の一五）。
- (2) 都道府県は、5(1)における合算額の引上げ分に相当する額に、5(2)の清算により他の都道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、他の都道府県に支払った金額に相当する額を減額して得た合計額（以下「6(2)における合計額」という。）の2分の1に相当する額を、当該都道府県内の市町村に対し、人口で按分して交付するものであること（法七二の一一五②、法附則九の一五）。
- (3) 令附則第六条の十四の規定により読み替えて適用される令第三十五条の二十一の規定に基づき市町村に対して交付すべき金額を算定する場合において、同条に規定する「他の道府県から支払を受けた金額に相当する額」及び「他の道府県に支払をした金額に相当する額」については、地方公共団体情報システム機構により作成された「地方消費税【一般財源】清算による収支金額の都道府県別明細書」及び「地方消費税【社会保障財源】清算による収支金額の都道府県別明細書」の「相殺後の金額」の「千円未満控除後」のうち「支払うべき金額」又は「支払

同右

を受けるべき金額」の欄に記載された金額と実際に他の都道府県に支払をした金額又は他の都道府県から支払を受けた金額が異なるときは、これらの欄に記載された金額によること。

- (4) 6(1)、(2)の交付において、各交付月における市町村に対し交付すべき金額の算定に当たって端数処理を行ったことによって当該交付月に交付することができなくなった金額については、令第三十五条の二十一第三項に規定する「交付することができなかつた金額」として、次の交付月の6(1)における合計額の2分の1に相当する額、6(2)における合計額の2分の1に相当する額に加算すること。

(地方消費税の使途)

- 7(1) 都道府県は、6(2)における合計額から6(2)により当該都道府県内の市町村に交付した額を控除した額に相当する額を、消費税法第一条第二項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。以下同じ。）に要する経費に充てるものであること（法七二条の一一六①）。
- (2) 市町村は、6(2)により都道府県から交付を受けた額に相当する額を、消費税法第一条第二項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものであること（法七二条の一一六②）。
- (3) 上記社会保障施策に要する経費への充当については、予算書及び決算書の説明資料等において明示することにより議会に対しその使途を明らかにするとともに、住民に対しても周知することが適当であること。使途の明確化に当たっては、「引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について」（平成26年1月24日付け総税都第2号）を参照すること。

様式 3

別紙様式 3

課 消 一
令和 年 月 日

知事 殿

国税庁長官

地方消費税（譲渡割）の課税状況について

地方税法附則第9条の13 第1項の規定に基づき、貴（都道府県）に係る地方消費税（譲渡割）の課税状況（令和○年度分）について、貴（都道府県）所在の税務署分を取りまとめましたので、下表のとおり報告します。

区 分	個 人 事 業 者		法 人		合 計	
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
	件	百万円	件	百万円	件	百万円
現 年 分	納税申告及び処理					
	還付申告及び処理					
	小 計					
	申告及び処理による増差税額のあるもの					
	申告及び処理による減差税額のあるもの					
既 往 年 分	差 引 計		実		実	
	加 算 税					

- (注) 1 「現年分」は、令和○年4月1日から令和○年3月31日までに終了した課税期間に係る消費税の申告及び処理（更正・決定等）による課税事績（令和○年6月30日までのもの。国・地方公共団体等及び消費税申告期限延長届出書を提出した法人については令和○年9月30日までのもの。）に基づいて集計したものである。
- 2 「既往年分」は、令和○年3月31日以前に終了した課税期間に係る消費税の申告及び処理（更正・決定等）による課税事績（令和○年7月1日から令和○年6月30日までのもの。国・地方公共団体等及び消費税申告期限延長届出書を提出した法人については令和○年10月1日から令和○年6月30日までのもの。）に基づいて集計したものである。
- 3 「件数」欄の「実」は、実件数（申告又は処理による当初の課税事績の件数）を示す。

様式 3

別紙様式 3

課 消 一
令和 年 月 日

知事 殿

国税庁長官

地方消費税（譲渡割）の課税状況について

地方税法附則第9条の13 第1項の規定に基づき、貴（都道府県）に係る地方消費税（譲渡割）の課税状況（令和○年度分）について、貴（都道府県）所在の税務署分を取りまとめましたので、下表のとおり報告します。

区 分	個 人 事 業 者		法 人		合 計	
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
	件	百万円	件	百万円	件	百万円
現 年 分	一般申告及び処理					
	簡易申告及び処理					
	納 税 申 告 計					
	還付申告及び処理					
	小 計					
既 往 年 分	申告及び処理による増差税額のあるもの					
	申告及び処理による減差税額のあるもの					
差 引 計			実		実	
	加 算 税					

- (注) 1 「現年分」は、令和○年4月1日から令和○年3月31日までに終了した課税期間に係る消費税の申告及び処理（更正・決定等）による課税事績（令和○年6月30日までのもの。国・地方公共団体等及び消費税申告期限延長届出書を提出した法人については令和○年9月30日までのもの。）に基づいて集計したものである。
- 2 「既往年分」は、令和○年3月31日以前に終了した課税期間に係る消費税の申告及び処理（更正・決定等）による課税事績（令和○年7月1日から令和○年6月30日までのもの。国・地方公共団体等及び消費税申告期限延長届出書を提出した法人については令和○年10月1日から令和○年6月30日までのもの。）に基づいて集計したものである。
- 3 「件数」欄の「実」は、実件数（申告又は処理による当初の課税事績の件数）を示す。